

令和3・4年度 南薩地区衛生管理組合入札参加資格審査申請案内

令和3・4年度において、南薩地区衛生管理組合が発注する競争入札に参加を希望される方は、入札参加資格審査申請を下記のとおり受付けますので、以下の事項に十分ご留意のうえ関係書類を添えて提出してください。

なお、南薩地区衛生管理組合の入札参加者については、提出された申請書について南薩地区衛生管理組合が行う資格審査に合格し、入札参加有資格者名簿に登載されたものでなければならないこととなっています。ただし、【建設工事】部門の土木一式工事と建築一式工事については、施設の所在地である構成市において、入札参加資格を有し、かつ推薦のあったものは入札に参加できるものとします。また、資格者として名簿に登録されたことにより、南薩地区衛生管理組合からの指名が必ずあるということではありませんのであらかじめご了承ください。

1 登録部門の種類

下記の3部門ありますので、参加する各部門の内容を十分確認して申請してください。

① 建設工事

建設業法の規定する29工種より選択。

② 測量・建設コンサルタント等

地質調査、測量、建築設計、補償コンサルタント、不動産鑑定、土木コンサルタント、計量証明等及びこれらに類するものより選択。

③ 物品の購入・役務の提供等

物品の購入、保守若しくは修繕に係る業務、建築物等の保守管理、その他一般業務委託の取引を希望する種目を別紙の（南薩地区衛生管理組合営業種目分類表）より選択。

2 申請できる者の資格

入札参加資格を希望する業種等について、次に掲げるすべての要件を満たしていることが必要です。

【共通要件】

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※注1）の規定に該当しない者、また同条第2項（※注2）に該当する者であった場合は、その処分の日から2年を経過した者であること。
- ② 法令の規定により営業に関し、許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けている者であること。

【建設工事】の資格要件

- (1) 建設業法第2条第3項に該当する建設業者であること。
- (2) 登録を希望する業種区分について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた後、審査基準日前日において、2年以上を経過していること。
※現の許可書で確認ができない場合は、2年以上が確認できる書類（前許可書の写し等）を提出すること。
- (3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に迎えた事業年度の決算日を基準日とする建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であること。
- (4) 経営事項審査結果通知書において、営業許可を受けている業種であっても年平均完成工事高が無い業種については、入札参加資格審査申請を受け付けない。
- (5) 塗装工事及び防水工事について登録を希望する場合は、その他の業種の登録は受け付けない。（当該2業種の登録希望は可能）
- (6) 造園工事について登録を希望する場合は、他2業種まで登録可能とします。

【測量・建設コンサルタント等】の資格要件

- (1) 測量業務を申請する者にあつては、測量法第55条の規定により登録を受けている者であること。
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務を申請する者にあつては、建築士法第23条の規定により登録を受けている者であること。
- (3) 用地に関する業務のうち不動産鑑定業務を申請する者にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律第22条に規定する不動産鑑定業者として登録を受けている者であること。
- (4) 用地に関する業務のうち登記手続等業務を申請する者にあつては、土地家屋調査士法第8条の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者であること。
- (5) 計量証明業務を申請する者にあつては、計量法第107条の規定に基づき計量証明の事業を行うものとしての登録を受けているものであること。

【物品の購入・役務の提供等】の資格要件

- (1) 審査基準日前日において営業開始後1年を経過している者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後1年を経過している者であること。

3 申請書受付期間及び受付方法

持参の場合 : 令和2年11月2日（月）～令和2年12月4日（金）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

郵送等の場合 : 令和2年11月2日（月）～令和2年12月4日（金）

（12月4日の消印有効）

- ・メール便、宅急便については、申請受付期間内に到着するように提出してください。
- ・封筒の表に「資格審査申請」在中と朱書きしてください。

※受付期間後の随時受付は行っておりませんので、余裕をもって早めの提出をお願いいたします。

4 提出方法

書類は受付票を一番上にして順番に綴り紐で綴じる又は透明のクリアホルダーに封入して提出してください。

提出書類の詳細は各部門の「提出書類一覧」を参照してください。

※ A4のフラットファイルに綴る必要はありません。

5 審査基準日

令和2年11月1日

6 参加資格の有効期間

入札参加資格審査の結果、入札参加有資格者名簿に登録された事業者は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間、南薩地区衛生管理組合での入札についての参加資格を有します。

※ただし、登録されたことにより必ず指名があるということではありません。

7 提出書類の取得方法

申請書等は南薩地区衛生管理組合ホームページからダウンロードしてください。

8 資格審査の結果

- ① 郵送又は持参にかかわらず、資格審査は後日行います。資格審査の結果通知は行いませんのでご了承ください。連絡等がない場合は、審査に合格したものとします。合格した申請者について入札参加有資格者名簿に登録されます。
- ② 持参により申請書を提出する方で、持参時に申請書の受付票が必要な場合には、受付票を必ずご持参ください。
- ③ 郵送等により申請書を提出した方で、申請書の受付票が必要な場合には、84円切手を貼付し、返信先の宛先及び「受付票通知用」と明記した返信用封筒を同封してください。

9 受付期間以外の受付と変更届

- ① 今回の受付期間に申請しなかった方については、その期間以外の随時受付は原則受理しませんので、ご注意ください。
- ② 受付期間中及び有効期間中に申請事項に変更が生じた場合には、変更届を必ず提出してください。また、詳細については入札参加資格審査申請の変更届欄を参照してください。
- ③ 営業に関する許可及び経営事項審査結果を更新された場合についても、更新後速やかにこれらの証明書の写しを提出してください。

10 資格の取消

次に掲げる事態が生じた場合には、入札参加有資格者名簿から業種の削除又は登録の取消を行います。

- ① 入札参加資格審査申請書や添付書類の内容に虚偽が確認されたとき。
- ② 入札参加有資格者に経営、資産、信用の状況の変更により契約の履行がなさない恐れがあると認められる事態が発生したときや営業に関する許可・認可・登録等が取り消されたとき、又は失効したとき。

11 申請にあたっての注意事項

- ① 受付の際、書類の不備及び不足、記載・押印もれ等がある場合は、申請を受理せず全ての申請書類等を（郵送の場合は着払いで）返却しますのでご了承ください。
- ② 組合指定様式を作成する場合は、それぞれの様式の備考・記載例を参考にして、誤記入や記載漏れがないようご注意ください。
- ③ 入札参加有資格者名簿には入札参加資格審査申請書に記載してある通りに登録しますので、申請書の内容は正確に記載するようにしてください。
また所在地の番地を記載される際には、「-」ハイフンで記載せず、必ず「○番地△」「○番△号」など、各市区町村で定められている住居表記で正確に記載し、フリガナをふってください。
- ④ 複数の部門に入札参加を希望される方は、一部門に原本を提出し、他の部門には写しを提出してください。なお、委任先を設ける場合は、委任先住所地を管轄する市町村の納税証明書が必要となります。この場合、本社所在地市町村納税証明書は提出する必要はありません。
- ⑤（印鑑証明書・登記事項証明書・身分証明書・納税証明書）等は、申請書提出日より**3ヶ月以内**に発行されたものに限りします。
- ⑥ 入札参加資格審査申請は、南薩地区衛生管理組合で一括して受け付けます。（南さつま市は機関が異なりますので、直接お問い合わせください。）
- ⑦ 受付票で事前に確認欄にチェックしたもの1部を一緒に提出してください。
- ⑧ 申請にあたっては、各部門の業種項目をよく確認し、入札参加資格申請をする希望業種の申請に漏れがないように十分注意してください。
（例）【建設工事】部門に申請した事業者で、建築設備「電気・空調・消防」等の保守点検業務を希望する場合は、【物品の購入・役務の提供等】部門にも申請手続きを行うことが必要です。
- ⑨ 複数部門に申請する場合は、なるべく同日にまとめて提出するようにしてください。

12 提出場所及び問い合わせ先

〒897-8501 鹿児島県南さつま市加世田川畑 2648 番地
南薩地区衛生管理組合事務局（南さつま市役所内 1階）
電 話 0993-53-7730 F A X 0993-52-0191

※（注1及び注2）

【地方自治法施行令】

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号の掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させることができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （4）地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- （6）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- （7）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。